

# 京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）指定管理者募集要項

平成22年4月に供用開始する予定の京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）（以下「施設」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を下記のとおり募集します。

## 記

### 1 応募の資格

応募資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人その他団体とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。
  - ア 所得税又は法人税
  - イ 消費税
  - ウ 本市の市税



## 2 施設及び業務の内容

### (1) 施設

名 称	京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）
所 在 地	京都市西京区嵐山宮ノ前町
敷 地 面 積	約400平方メートル
構 造	地平式 電磁ロック式駐輪ラック
収 容 台 数	自転車 200台 原動機付自転車（台数未定）
設 備	自動料金精算機
供 用 開 始 日	平成22年4月予定

### (2) 業務の概要

#### ア 概要

指定管理者は、京都市自転車等駐車場条例第2条に基づき、施設の運営及び維持管理に係る業務を実施してください。

地方自治法、地方自治法施行令、京都市自転車等駐車場条例、京都市自転車等駐車場条例施行規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努めていただきます。

#### イ 具体的業務範囲

具体的な業務の範囲は、次のとおりです。

自転車等駐車場の利用手続に関すること。

自転車等駐車場の利用に伴う利用者への便宜の供与に関すること。

自転車等駐車場の施設、付属施設及びその他の物品の維持管理及び安全の確保に関すること。

自転車等駐車場の管理に関し京都市が必要と認めること。

#### ウ 自転車等駐車場業務実施に係る条件

開所日

年中無休

開所時間

午前0時から午後12時まで（24時間営業）

利用料金

	一時利用	前払式駐車券
自転車	150円	2,700円 (3,000円分)
(原動機付自転車)	(250円)	

### 3 運営に係る基本的事項

#### (1) 基本的事項

##### ア 管理人数

巡回管理人を含めて応募者が判断してください。

##### イ 利用料金

京都市自転車等駐車場条例に基づき利用者に負担していただきます。

##### ウ 運営時間

午前0時から午後12時までです。(24時間)

#### (2) 指定期間

供用を開始する日(平成22年4月予定)から平成27年3月31日までを予定しています。

#### (3) 備品購入

管理運営上必要となる備品については、指定管理者の負担において備置していただきます。

#### (4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められません。個別の業務の再委託については、事前に本市との協議が必要です。

#### (5) 指定管理者の収入と本市への納付金など

##### 利用料金制度の導入

自転車等駐車場の利用料金については、指定管理者の収入とし、自転車等駐車場の管理運営に係る経費は、指定管理者が負担するものとします。

##### 本市への納付金

収益のうちから本市へ納付いただける割合(以下「納付率」という。)を提案していただき、下記により算出した額を納付額とします。

なお、納付率は審査の対象となります。

平成22年4月1日からの供用開始として算定してください。

##### 納付額の決定

ア 決算時の収益額(収入-支出)が、  
応募時に御提出いただいた事業収支計画書の収益額より多い場合  
(決算時収益 > 計画書収益)

決算時の収益に納付率を乗じた額

イ 決算時の収益額(収入-支出)が、  
応募時に御提出いただいた事業収支計画書の収益額より少ない場合  
(決算時収益 < 計画書収益)

事業収支計画書の収益に納付率を乗じた額

天災等(地震、風水害など)、指定管理者の責に帰すことができない事由による管理運営経費の増加や業務履行不能などが生じた場合は、納付額について別途協議を行うこととします。

(6) その他

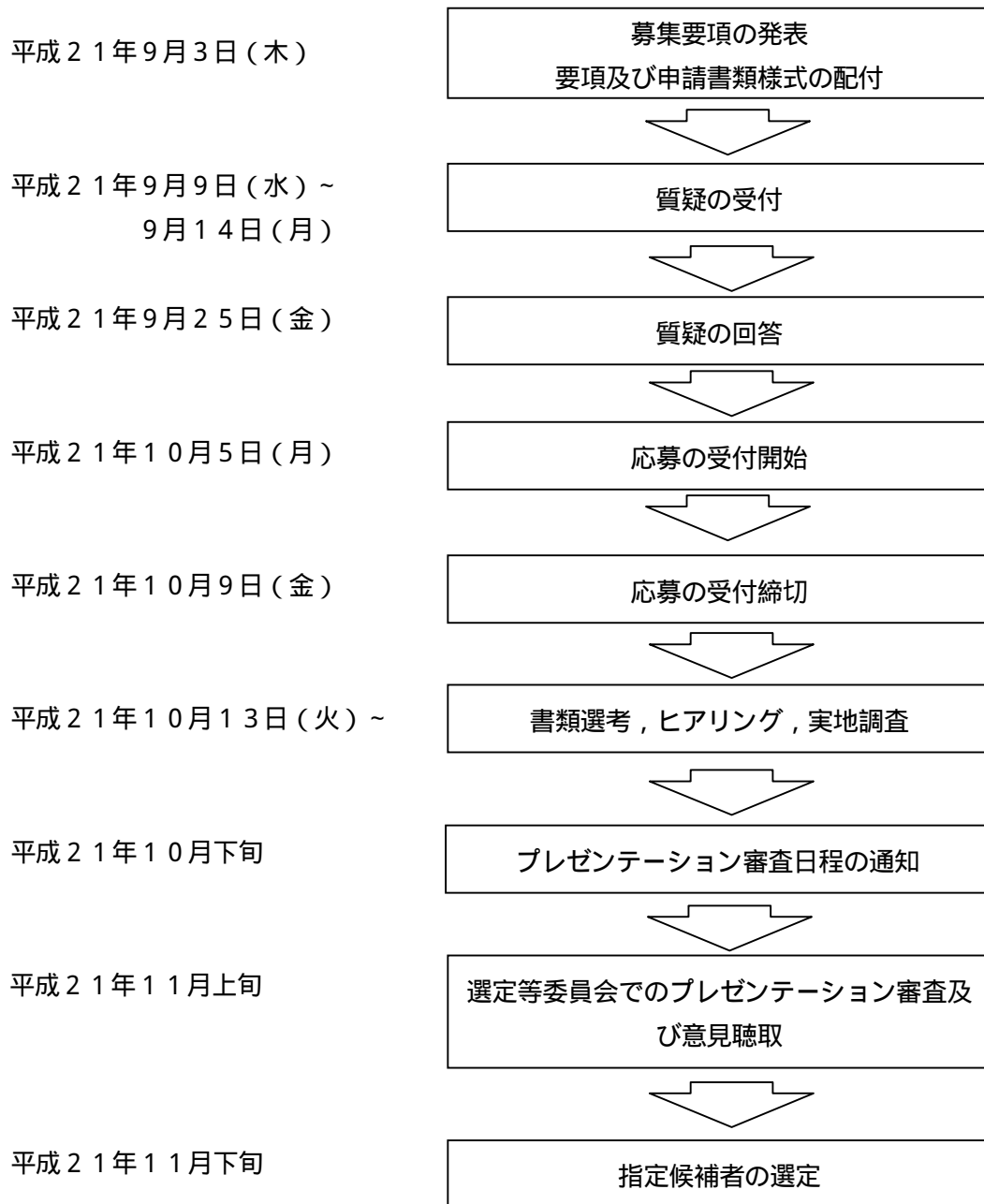
指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

4 指定管理者と本市の責任分担

指定管理者と本市の責任分担は、次のとおりです。

項目	内容	京都市	指定管理者
条例等の改正	駐車料金の免除，供用時間変更等		
災害時における初期対応	待機，連絡体制確保，被害調査・報告，応急処置	(指示)	
2 - (2)に掲げる業務	災害時における初期対応(指示)を除く		
災害復旧	本格復旧		
駐車場施設の大規模改修，修繕	耐震補強工事，躯体維持に係る工事など		
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から，やむを得ず，施設の維持，サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増加及び収入減		
天災等の不可抗力	天災等(暴風雨，洪水，地震，その他の自然的事象)により，指定管理者の責に帰すことができないものによる管理運営経費の増加及び業務履行不能		
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)		
	本市の責に帰すべき理由により生じた損害		

## 5 選定の手順



ヒアリング及び実地調査は必要に応じて行います。

## 6 応募手続

### (1) 応募方法

下記により、書類を提出してください。

#### ア 提出書類

別紙 「提出書類一覧」のとおり

#### イ 提出期間

平成21年10月5日(月)から10月9日(金)まで  
受付時間は9時から17時まで

#### ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市建設局土木管理部自転車政策課  
電話 075-222-3565(直通)

### (2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

#### ア 質疑の資格者

本要項中「1 応募の資格」を満たす者とします。

#### イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書で持参してください。	受付期間 平成21年9月9日(水)～9月14日(月) 9時から17時まで 受付場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市建設局土木管理部自転車政策課

#### ウ 回答

回答は、平成21年9月25日(金)までに質疑回答書を質疑者全員に書面で送付します(受領後その旨電話連絡をすること。)

質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送付が遅れる場合は、質疑者全員に対し別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所においても希望者に配付等を行います。

### (3) 応募書類の提出

提出する書類については、別紙 「提出書類一覧」を参照してください。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

また、応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### (4) 関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

### (5) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。

(7) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

本市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行います。

(8) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。

なお、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(9) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(10) 資料の取扱

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

## 7 指定候補者の選定

### (1) 指定候補者の選定方法

本市が設置する選定等委員会の意見を聴取したうえ、市長が決定します。なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

#### 審査項目

別紙 「京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）指定候補者審査項目」のとおりです。

#### 審査方法

提出書類に対する書類審査及び書類審査通過者による選定等委員会でのプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーションは提出書類に基づいて10分程度で実施していただきます。プレゼンテーション審査に参加しなかった申請者は失格とします。

なお、プレゼンテーション審査用の追加資料は受領しませんので、注意してください。

### (2) 審査結果

指定候補者の選定は、平成21年12月の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

### (3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名簿）、選定した指定候補者名及び審査内容の概要については公表します。

### (4) 仮協定書の締結

指定候補者の選定後、仮協定書を締結します。

### (5) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を京都市会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、市会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）運営事業を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんので御了承ください。

## 8 要項の遵守

指定候補者が、この要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

## 9 留意事項

選定等委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となります。



10 問い合わせ先

(1) 住所

〒604 - 8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局土木管理部自転車政策課

(2) 電話番号

075 - 222 - 3565 (直通)

提出書類一覧

事業者の概要・財務状況等

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
1	申込書	(1) 指定管理者指定申請書 [ 様式 1 (1) ]	2
		(2) 指定管理者指定申請者連絡先 [ 様式 1 (2) ]	2
2	事業者の概要	(1) 沿革 [ 様式任意 ] * 既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの	2
		(2) 代表者の履歴 [ 様式任意 ]	2
		(3) 役員名簿 [ 様式任意 ] * 既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。	2
		(4) 法人の概要 [ 様式任意 ] * 既存のものでも可。	2
		(5) 法人運営に関する資料 [ 様式任意 ] * 経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料を添付する。	2
		(6) 監査指摘等の状況 [ 様式任意 ] * 過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。	2
3	定款又は寄附行為	最新のもの [ 様式任意 ]	2
4	法人登記簿謄本	現在事項全部証明書 応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	1
5	印鑑証明書	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	1
6	決算書等	最近3年間の決算書類 [ 様式任意 ] * 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 * 現在経営(運営受託施設を含む)施設の決算書類も含む。	2
7	納税証明書等	平成21年4月1日以降に発行された直近2年分の原本 ア 国税(法人税及び消費税) 未納のないことの証明書 イ 市税(本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税)	1

現在実施している有料自転車等駐車場運営事業の状況等（運営を受託している事業を含む）

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
1	現在運営している施設の実績	有料自転車等駐車場運営事業における実績について記載する。[様式任意] * 施設の特徴等を含む運営実績,パンフレット等があれば添付する。	2
2	その他類似事業等の実績	有料自転車等駐車場運営事業に類似する事業(自動車駐車場運営事業等)における実績について記載する。[様式任意] * 事業の特徴等を含む運営実績,パンフレット等があれば添付する。	2

事業運営に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
1	施設運営の理念	施設運営の理念 [様式 1] (1) 運営方針等 * 今回募集する施設において,どのようなサービスを提供するかを具体的に記載する。 (2) 地域への貢献について * 地域への貢献等についての考え方及び具体策を記載する。	10
2	利用率向上策	施設の利用率向上策 [様式 2] * 施設の利用率向上に向けた方策について具体的に記載する。	10
3	職員体制の考え方	職員体制の考え方 [様式 3] * 管理要員数,経験年数,兼務等の職員配置の考え方を具体的に記載する。	10
4	人材確保・育成	[様式 4] (1) 人材確保・採用計画の考え方 (2) 人材育成・研修計画の考え方 (3) その他 * 申請者において規定した手引書(マニュアル)等があれば,添付する。	10
5	職員の労働条件	(1) 就業規則(案)(給与規定含む)[様式任意]	10
		(2) 雇用契約書(案)[様式任意]	10

6	サービスの質の確保・向上に関する考え方	サービスの質の確保及び向上策 [ 様式 6 ] * 適切なサービスの検討・評価・反映の方法及び標準化の方策, 利用者の意見の聴取と反映, 外部評価とその反映方法, 事業者の自己情報の開示などを記載する。 * 申請者において規定した手引書(マニュアル)等があれば, 添付する。	10
7	適正な利用の促進について	適正な利用の促進策と不正利用に対する防止策を記載する。 [ 様式 7 ]	10
8	地域との連携について	地域特性に着目した啓発など, 地域との連携の取組について記載する。 * 駐輪場周辺の現地踏査などにより, 地域特性を把握したうえで記載する。 [ 様式 8 ]	10
9	サービス提供内容について	前払駐車券の販売, その他提供できるサービス提供の内容等について記載する。[ 様式 9 ]	10
10	施設管理に関する考え方	施設の維持管理体制, 清掃業務, 警備業務, 施設関係のトラブル対応等に関する考え方を記載する。[ 様式 10 ] * 申請者において規定した手引書(マニュアル)等があれば, 添付する。	10
11	危機・安全管理に関する考え方	苦情対応や事故防止, 災害への防止策及び対応策等, 危機・安全管理に関する考え方を記載する。[ 様式 11 ] * 申請者において規定した手引書(マニュアル)等があれば, 添付する。	10
12	運営規程の案	今回募集する施設を実際に運営する際の運営規程の案 [ 様式 任意 ]	10
13	その他の取組	その他, 特に計画していること。[ 様式 13 ] * 特に提案したいことを具体的に記載する。 * 品質マネジメントシステム (ISO9001), 環境マネジメントシステム (ISO14001) の取得など	10

#### 経営管理に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
1	中長期的な経営方針	施設運営において, サービスの質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図っていくかという観点から計画を策定する。[ 様式 1 ]	10
2	事業収支計画書	今後5年間の収支見込 [ 様式 2 (1)~(5) ]	10

3	事業収支に関する考え方	収入増加や経費削減への考え方や取組を記載する。[ 様式 3 ] *特に提案したい経費削減の具体策を2つ以上記載する。	10
4	納付金に関する考え方	本市への納付率を提示する。[ 様式 ]	10

その他の計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
1	放置自転車等対策に寄与する取組	特に提案したい具体策を2つ以上記載する。[ 様式 ]	10

開設までのスケジュール等

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
1	管理開始までのスケジュール	指定管理者指定後の準備スケジュール [ 様式 ]	10
2	管理開始までに要する経費	管理開始までに要する経費等の内訳 [ 様式任意 ]	10

## 京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）指定候補者審査項目

下記の項目に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

### < 書類審査項目 >

- (1) 現時点における申請者の状況について
  - 組織の安定性
  - 申請者の組織規模及び財務状況
  - 管理運営適性
  - ア 基本理念等
  - イ 同業種等の管理・運営実績
- (2) 今回募集する施設に関する事業運営計画について
  - 施設運営の方向性
  - ア 管理運営の基本方針
  - イ 利用率向上策
  - 管理運営体制
  - ア 施設運営職員体制
  - イ 市民サービスの質の確保
  - ウ 適正な利用の促進
  - 地域との連携について
  - 施設の維持管理
  - ア 施設の維持管理体制
  - イ 清掃業務
  - ウ 警備業務
  - 危機管理体制
  - ア 苦情対応
  - イ 施設に関するトラブル
  - ウ 災害に関するトラブル
- (3) 経営計画について
  - 経営の安定性
  - ア 資金調達能力
  - イ 事業収支計画の実現可能性（収入面）
  - ウ 事業収支計画の実現可能性（支出面）
  - 費用対効果の向上
  - ア 経費削減策
  - イ 運営経費の適切性
  - 納付金について
  - 収益に対する納付率
- (4) その他
  - 放置自転車等対策への寄与

京都市において現在指定管理実績（駐輪場）のある者が公募に申請した場合は、当該指定管理応募者に対し指定管理施設の管理運営状況に応じ、一定の加点又は減点を行います。

[様式 1 (1)]  
平成 年 月 日

京 都 市 長 様

## 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条及び京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）指定管理者募集要項に基づき，指定管理者の指定について以下のとおり申請します。

### 記

#### 1 申請の内容

( ふ り が な ) 申 請 団 体 の 名 称	印
( ふ り が な ) 代 表 者 名	印
( ふ り が な ) 主たる事務所の所在地	
申請する施設の名称	京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）

## 2 提出書類

### 事業者の概要・財務状況等に関する書類

- 1 指定管理者指定申請書 2部
- 2 指定管理者指定申請者連絡先 2部
- 3 法人の沿革 2部
- 4 代表者の履歴 2部
- 5 役員名簿 2部
- 6 法人の概要 2部
- 7 法人運営に関する資料 2部
- 8 監査指摘等の状況 2部
- 9 定款又は寄附行為 2部
- 10 法人登記簿謄本 1部
- 11 印鑑証明書 1部
- 12 決算書類 2部
- 13 納税証明書等 1部

### 現在実施している有料自転車等駐車場運営事業の状況等に関する書類

- 1 現在運営している施設の実績 2部
- 2 その他類似事業等の実績 2部

### 事業運営に関する計画に関する書類

- 1 施設運営の理念 10部
- 2 利用率向上策 10部
- 3 職員体制の考え方 10部
- 4 人材確保・育成の考え方 10部
- 5 職員の労働条件の考え方 10部（様式任意）
- 6 サービスの質の確保・向上に関する考え方 10部
- 7 適正な利用の促進について 10部
- 8 地域との連携について 10部
- 9 サービス提供内容について 10部
- 10 施設管理に関する考え方 10部
- 11 苦情対応，危機・安全管理に関する考え方 10部
- 12 運営規程の案 10部（様式任意）
- 13 その他の取組 10部

### 経営管理に関する計画に関する書類

- 1 中長期的な経営方針 10部
- 2 事業収支計画書 10部
- 3 事業収支に関する考え方 10部
- 4 納付金に関する考え方 10部



その他の計画に関する書類

- 1 放置自転車等対策に寄与する取組 10部
- 開設までのスケジュール等に関する書類
- 1 開設スケジュール 10部
  - 2 開設までに要する経費 10部(様式任意)

[様式 1 (2)]  
平成 年 月 日

### 指定管理者指定申請者連絡先

申請団体の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる事務所の連絡先	電話番号		
	FAX番号		
	電子メールアドレス		
主たる事務所における担当者名 2			
申請に係る連絡先 1	事務所の所在地		
	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
		電子メールアドレス	
担当者名 2			
緊急連絡先 3	電話番号		
	担当者名 2		

- 1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入不要。
- 2 担当者名については、実務担当者を含め複数人記入すること（緊急連絡先を除く）。また、ふりがなを振ること。
- 3 緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

事業運営に関する計画

1 施設運営の理念

(1) 運営方針等

(2) 地域への貢献について

記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

2 利用率向上策

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

3 職員体制の考え方

--

記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

4 人材確保・育成
(1) 人材確保・採用計画の考え方
(2) 人材育成・研修計画の考え方
(3) その他

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

6 サービスの質の確保・向上に関する考え方

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

7 適正な利用の促進について

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。



事業運営に関する計画

8 地域との連携について

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

9 サービス提供内容について

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

10 施設管理に関する考え方

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

1 1 苦情対応，危機・安全管理に関する考え方

--

記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業運営に関する計画

13 その他の取組

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

経営管理に関する計画

1 中長期的な経営方針

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

## 経営管理に関する計画

## 2 事業収支計画書

## (1) 22年度

## ア 収入

項 目	金 額	内 訳
一時利用（自転車）		
前払式駐車券（自転車）		
その他		
合 計		

内訳欄には、「利用料金額×想定利用台数」を記入する。

## イ 支出

（単位：円）

費 目	金 額	概 要
人件費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
委託料		
賃借料		
使用料・手数料		
租税公課		
その他		
合 計		

概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

## 経営管理に関する計画

## 2 事業収支計画書

## (2) 23年度

## ア 収入

項 目	金 額	内 訳
一時利用（自転車）		
前払式駐車券（自転車）		
その他		
合 計		

内訳欄には、「利用料金額×想定利用台数」を記入する。

## イ 支出

（単位：円）

費 目	金 額	概 要
人件費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
委託料		
賃借料		
使用料・手数料		
租税公課		
その他		
合 計		

概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。



## 経営管理に関する計画

## 2 事業収支計画書

## (3) 24年度

## ア 収入

項 目	金 額	内 訳
一時利用（自転車）		
前払式駐車券（自転車）		
その他		
合 計		

内訳欄には、「利用料金額×想定利用台数」を記入する。

## イ 支出

（単位：円）

費 目	金 額	概 要
人件費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
委託料		
賃借料		
使用料・手数料		
租税公課		
その他		
合 計		

概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

## 経営管理に関する計画

## 2 事業収支計画書

## (4) 25年度

## ア 収入

項 目	金 額	内 訳
一時利用（自転車）		
前払式駐車券（自転車）		
その他		
合 計		

内訳欄には、「利用料金額×想定利用台数」を記入する。

## イ 支出

（単位：円）

費 目	金 額	概 要
人件費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
委託料		
賃借料		
使用料・手数料		
租税公課		
その他		
合 計		

概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

## 経営管理に関する計画

## 2 事業収支計画書

## (5) 26年度

## ア 収入

項 目	金 額	内 訳
一時利用（自転車）		
前払式駐車券（自転車）		
その他		
合 計		

内訳欄には、「利用料金額×想定利用台数」を記入する。

## イ 支出

（単位：円）

費 目	金 額	概 要
人件費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
委託料		
賃借料		
使用料・手数料		
租税公課		
その他		
合 計		

概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

経営管理に関する計画

3 事業収支に関する考え方

--

記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

経営管理に関する計画

4 納付金に関する考え方

--

記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

その他の計画

1 放置自転車等対策に寄与する取組

--

記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

開設までのスケジュール等

1 管理開始までのスケジュール

--

記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

# 京都市松尾駅自転車等駐車場（仮称）指定候補者審査基準

## 1 審査基準の位置付け

京都市自転車等駐車場（以下「施設」といいます。）の指定候補者を決定するに当たって、施設を管理・運営するのに最適な団体を決定するための基準及び方法等を示したものです。

## 2 審査の視点

審査に関しては、公平かつ客観的に評価するために、「申請者の現状」、「事業運営計画」、「経営計画」及び「その他」の4項目からなる書類審査並びにプレゼンテーション審査により評価します。

## 3 基本的な審査の考え方

審査にあたっては、「申請者の現状」、「事業運営計画」、「経営計画」及び「その他」に対する評価及び「プレゼンテーション」に対する評価について、点数化したものを加算する総合評価方式を採用することとします。

書類審査については、各項目の評価点に、項目の重要度に応じた係数を乗じて算出します。

なお、本市が特に重要と考える項目（係数「A」の項目）の評価点が基準点に満たない場合は、書類審査の段階で、選外となる場合もあります。（この場合プレゼンテーション審査は行いません。）

### (1) 「評価点」の考え方

評価項目の採点は、0 から 5 点までの 6 段階評価とします。

ア 標準的な内容	= 3 点（基準点）とします。
イ 特に優れた内容	= 5 点
ウ 優れた内容	= 4 点
エ 劣った内容	= 2 点
オ 非常に劣った内容	= 1 点
カ 記述のないもの	= 0 点

### (2) 係数の考え方

施設の適正管理、施設の稼働率の向上、利用料金収入の増加及び管理経費の縮減等を総合的に考慮して、最も効果的な管理運営を行う団体を選定するために、全体に対する項目の重要度に応じ、A から C（2.0 から 1.0）までの係数を各項目に設定します。

## 4 全体の点数配分と決定方法

(1) 応募者の獲得する合計点数は、「申請者の現状」、「事業運営計画」、「経営計画」、「その他」及び「プレゼンテーション」の得点の和とします。

(2) 獲得した合計点数が最も高かった応募者を指定候補者に決定します。

(3) 合計点数の最も高い者が 2 団体以上ある場合（同点の場合）の対応  
重要性の高い評価項目（「プレゼンテーション」>「事業運営計画」>「経営計画」>「その他」>「申請者の現状」）における評価点が高い者を指定候補者とします。

## 5 京都市の指定管理者（駐輪場）が応募する場合の評価

京都市の指定管理者（駐輪場）が今回の指定管理者の公募に申請した場合、現に指定管理を行っている施設の管理運営状況、京都市の自転車政策への貢献度により、一定の加点、減点等の評価を行います。



## 6 プレゼンテーションの評価方法

- (1) 各委員がそれぞれ20点を持ち点として評価点を採点します。
- (2) 評価項目への配点は、審査シートの基準名に従い、

組織の安定性 管理運営適性	2点
施設運営の方向性 管理運営体制 地域との連携 施設の維持管理 危機管理体制	10点
経営の安定性 費用対効果の向上	6点
放置自転車等対策への寄与	2点

合計 20点 を採点基準とします。

点数の配分は各委員で変更することは可能とします。

- (3) それぞれの委員が20点満点で採点した点数の平均をとり、当該応募者のプレゼンテーション評価点とします。

7 評価 (松尾駅)

審査項目	審査基準			評価点	係数	得点
	基準名	内容	摘要			
申請者の現状	組織の安定性	申請者の組織規模	申請者の人的・物的体制が同種業者に比して安定・健全であるか		C	
		財務状況				
	管理運営適性	基本理念等について	施設の管理運営に係る基本的な考え方		C	
		同業種等の管理運営実績	自転車等駐車場等同業種における運営状況		C	
同業種等の管理運営年数						
事業運営計画 (内容面)	施設運営の方向性	管理運営の基本方針	公共性及び利便性が適切に確保されているか		C	
		利用率向上策	施設利用向上のための具体的な考え方		A	
	管理運営体制	施設運営職員体制	適正な管理要員が確保されているか		A	
		市民サービスの質の確保	市民サービスの質の確保及び向上		B	
		適正な利用の促進	適正な利用の促進と不正利用への対応		A	
	地域との連携	地域との連携	地域との連携による啓発活動等の取組		A	
	施設の維持管理	施設の維持管理体制	効率的かつ適切な内容となっているか		B	
		清掃業務	効率的かつ適切な内容となっているか		B	
		警備業務	効率的かつ適切な内容となっているか		C	
	危機管理体制	苦情対応	苦情等への対応体制		C	
		施設に関するトラブル	トラブル発生時における対応及び体制		B	
災害時に関するトラブル		災害発生時の対応及び体制		B		
経営計画 (財政面)	経営の安定性	資金調達能力	資金調達が確実に確保されているか		C	
		実現可能性(収入面)	計画上の収入が実現可能か		C	
		実現可能性(支出面)	計画上の支出が実現可能か		C	
	費用対効果の向上	経費削減策	経費削減における具体策		C	
		運営経費の適切性	適切な収益率であるか		C	
	納付金	利益に対する納付率	収益のうち何%が納付可能か		B	
その他	放置自転車等対策への寄与	放置自転車等対策への寄与に係る具体案		A		
書類審査小計					-	
プレゼンテーション審査					-	
審査合計					-	

\* 係数については、A (=2.0) , B (=1.5) , C (=1.0) の3段階とし、項目の重要度に応じて設定します。

\* 得点については、評価点に係数を乗じたものとします。(例) 評価点5点、係数Bの場合：得点7.5点

\* 書類審査は150点満点、プレゼンテーション審査は20点満点、審査合計の最高得点は170点満点となります。